

平成29年度

事業計画書

社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会

平成29年度事業計画

【基本方針】

本町は高齢化率が34.6%を超え、ますます高齢者の生活支援、介護予防サービスの必要性が増加すると見込まれます。さらに人口減少や核家族、単身世帯の増加、近隣同士の希薄化や景気の冷え込みによる格差や貧困が広がり、生活や雇用に不安を抱える人が増加していると思われまます。

このような状況により、地域が抱える課題は複雑化しており、小地域における見守りネットワークなど支え合い体制の更なる取り組みが求められてきています。そのため地域の福祉関係者と連携・協働し福祉課題を住民主体で把握し、解決を試みる体制づくりへの支援に取り組みます。

28年度から町より受託した多機関の協働による包括的支援体制構築事業では相談体制のより充実を図り、生活困窮者等に対する支援など深刻な生活課題の解決に向けた、関係機関のネットワーク形成と新たな地域サービス創出に向けた取り組みを進めます。

介護保険事業においては、総合事業への対応として、介護予防、地域生活支援を重点に運営していきます。また障がい児（者）の在宅における自立支援のため障がい者自立支援事業の推進と健全な運営に取り組みます。

また、社会福祉法人制度改革により、社会福祉法人は高い公益性と非営利性を求められます。よって地域の福祉課題の把握により地域公益活動の推進に向けた取り組みを進めていきます。

【重点目標】

- 1 住民意識の高揚と啓発
- 2 住民参加、参画による地域福祉活動の推進
- 3 地域生活支援事業の推進
- 4 社協の事業運営と経営基盤の強化
- 5 地域貢献事業への推進
- 6 共同募金運動への支援と連携強化
- 7 介護保険事業の健全運営
- 8 障がい者自立支援事業の健全運営

【総務課】

1 法人運営事業

- ①理事会(5回)、評議員会(3回)、監査会(2回)の開催
- ②役員視察研修の実施
- ③福祉センターの管理運営
- ④災害見舞金・慶弔事業の実施・生花の敬供・誕生祝い贈呈
- ⑤祭壇、レクリエーション用具等貸出事業の実施
- ⑥マイクロバスの運行管理

2 調査、広報活動の推進

- ①社協の事業紹介や町民の意見を聞く場として福祉座談会を実施
- ②民生児童委員・福祉委員等と連携を図り住民の福祉ニーズの把握を行う。
- ③広報紙の発行(町内全世帯配布)年4回(4、7、10、1月)
- ④ホームページの運用

いつでもどこでも福祉の情報が閲覧できる環境を整備し、福祉意識の高揚と啓発を行う。

3 地域福祉推進事業の推進

(1)地域生活支援事業の実施

①福祉委員・愛の輪協力員の委嘱と活動支援

地域の困りごとや課題解決のための福祉のパイプ役、住民同士の交流や仲間づくり及び会費、募金の取りまとめを行っていただく福祉委員(専任)を各集落に委嘱する。

また、65歳以上の一人暮らし高齢者及び高齢者世帯等で日常生活に不安があると思われる方に、日ごろの見守り活動及び災害時の支援と情報提供のため、愛の輪協力員を委嘱し活動支援を行う。

- ・福祉委員、愛の輪協力員研修会の開催(年2回)

②民生児童委員・福祉委員・愛の輪協力員との連携強化、協働の推進

- ・福祉連絡会事業の推進

高齢者や障がい者の方等が安心して暮らせるよう福祉連絡会事業の推進を図り、小地域ネットワークづくりを支援する。

- ・災害救援福祉マップ作成への支援など支え合いの構築

集落内における災害時の防災意識の高揚と要援護者の救援対策

③琴浦町福祉大会の開催(2月)

- ・福祉功労者等表彰
- ・講演、実践発表

④総合相談所の設置

- ・心配ごと相談の実施
第1水曜日（本所） 第3木曜日（赤碓支所）
- ・法律相談 毎月第4水曜日（本所）
毎月司法書士による相談

⑤住民参加による地域福祉事業

- ・ふれあいいきいきサロンへの助成と運営支援（35集落）
- ・ふれあいいきいきサロン世話人交流会の開催（6月、2月）

⑥地域支えあい活動(除雪等)支援事業

地域住民の支えあいによる除雪等の活動に対し支援金を支給する。

⑦災害救援ボランティアセンター運営模擬訓練の実施

⑧苦情処理第三者委員会の開催（10月、3月）

4 地域福祉サービスの充実・推進

(1)福祉サービスの運営

①さわやか福祉給食の実施

ボランティアによる配食サービス(月～金)

②日常生活自立支援事業の推進

日常生活に不安を抱える認知症高齢者や障がい者等判断能力の不十分な人が自立した生活が送れるよう、契約に基づき日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助などを行う。

③成年後見利用援助事業の推進

認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者など意思決定が困難な人の判断能力を補うため、本会が成年被後見人、被保佐人、被補助人の財産管理、身上監護を行いその権利を擁護する。

④フードサポート事業

生活が困窮されている方へ、食材や食品を提供し自立を支援する。

⑤「こども食堂」開設に向けた検討（新規）

生活困窮世帯等における子育て支援として、食事の提供、学習支援、居場所づくりに「こども食堂」の開設を検討します。

(2)健康と生きがいつくりの援助と社会参加の促進

①機能訓練運動場（ふれあい交流広場）の管理運営

②各趣味グループへの活動支援（ちぎり絵、竹細工、陶芸、木工、民踊、囲碁他）

5 共同募金による事業の推進

(1)福祉教育連絡会の実施（共同募金委員会より助成）

中学校 2校、小学校 5校、琴の浦高等特別支援学校
認定こども園 4園、保育園 3園

(2) 児童激励

小学校に入学する児童に祝い品を贈る。(クレパス16色・連絡袋)

(3) ふくしまつりの開催 10月22日(日) 会場: 琴浦町社会福祉センター

(4) ボランティアセンター運営

① ボランティアスクールの開催(小学生向け7月、一般向け10月)

② 夏休みボランティア活動体験事業の実施(8月)

③ ボランティア同士の交流会の開催(主催: ボランティア連絡協議会)

(5) ボランティアグループの活動助成(10団体)

(6) 歳末たすけあい事業

① 生活が困窮な世帯に対し支援金を支給

② 高齢者、障がい者を在宅で介護している方へ支援金を支給

③ ふれあい交流事業の推進(日帰り旅行での交流)

75歳以上の一人暮らし高齢者または世帯の方と民生委員、福祉委員、愛の輪協力員がお互いの交流を深めることで、日常の支え合いの連携を図る。

④ 90歳以上の一人暮らし高齢者へ正月飾り(寄せ植え)を贈呈する。

6 その他の事業の推進

(1) 生活福祉資金の貸付業務の受託(県社協)

(2) 福祉資金の貸付業務(町社協で少額貸付けを行う。)

(3) 福祉団体・ボランティア団体事務支援(10団体)

(4) 福祉団体等の活動助成(7団体)

(5) あいサポート運動の推進

※「あいサポート運動」とは、様々な障がいの特性を理解し、障がいのある人に温かく接するとともに障がいのある人が困っているときに「ちょっとした手助け」を行うことにより、誰もが暮らしやすい地域社会をつくっていく運動

(6) 地域貢献事業の実施

鳥取県社協を基幹とした社会福祉法人との協働事業「えんくるり事業」への参加(新規)

※「えんくるり事業」とは深刻な生活課題の解決に向け、既存の制度の対象とならない事案に対応する仕組みの創設、併せて総合相談・支援体制を発展させ自立支援を行うための事業で、社会福祉法人の責務として求められる「地域における公益的な取組」として実施

【在宅福祉課】

利用者が可能な限り、その居宅において、本人の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、質の良いサービスの提供を行い、利用者・介護者の在宅介護の支援を行う。

1 介護保険事業の推進

(1) 居宅介護支援事業所

利用者の心身の状況、環境等に応じて、また利用者の選択に基づき、適切な居宅サービス計画を作成し、多様な事業者から効果的なサービスの提供が確保できるように連絡や調整をおこない自立支援を目指す。また施設入所を希望される人には適切な施設の紹介を行う。

(2) 訪問介護事業所

介護・介護予防・日常生活支援総合事業の方に入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。また、生活全般にわたる援助（相談及び助言等）を適切に行う。通院を目的とした、乗降介助サービスの提供を行う。

(3) 通所介護事業所

介護・介護予防・日常生活支援総合事業の方に日帰りで、食事、入浴などの支援や利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持及び家族の身体的、精神的負担の軽減を図るため、必要な日常生活の世話及び機能訓練等の介護等行う。

2 障がい者自立支援事業の推進

(1) 居宅介護事業所（障がい者へのヘルパー派遣）

入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
また、生活全般にわたる援助（相談及び助言等）を適切に行う。
通院を目的とした、乗降介助サービスの提供を行う。

3 独自事業の推進

(1) 移送サービス

介護保険、障がい福祉サービス認定者に対して、利用者の居宅から医療機関の送迎の支援を行う。

【障がい福祉課】

一人一人に合った障がい福祉サービスを提供し、障がい者等の地域での生活を支援する。

1 障がい者自立支援事業の推進

(1) 琴浦ふれあい事業所

①生活介護事業

常に介護が必要な障がいのある人に日中活動の場を提供し、入浴・排せつ、食事の介護、相談及び助言その他必要な日常生活上の支援を行う。

また、機能訓練、創作活動、生産活動、社会適応訓練の機会を提供し、身体機能または生活能力の向上のために、利用者一人一人の障がい特性に合った支援を行う。

②就労継続支援B型事業

一般企業等での就労が困難な障がいのある人に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行う。

作業面では、箱の組立、清掃等の受託作業を継続して行いながら、地元農産物を活用した乾燥食品の加工・販売への取り組み、海草加工作業等の施設外での機会を増やし、利用者の工賃向上を図っていく。

29年度目標工賃 月額20,000円

また、働く場の事業拡大として、日本財団等の助成金の活用を計画していく。

(2) 指定特定相談支援事業所

障害福祉サービス等を申請した障がい者に、サービス等利用計画の作成及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行い、課題の解決や適切なサービス利用に向け、関係機関と連携を図り、自分の希望する日常生活や社会生活を送ることができるよう支援する。

(3) 日中一時支援事業所

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るための支援を行う。

児童については、放課後の見守りや長期休業中における日中活動の場を提供し、一人一人の特性に合った支援を行う。

(4) 放課後等デイサービスの事業の検討（新規）

※放課後等デイサービス事業とは、心身の発達に障がいのある小学校1年生から高校3年生までの児童を授業の終了後又は学校の休業日に預かる事業

【町からの受託事業】

- 1 多機関の協働による包括的支援体制構築事業（国のモデル事業）
相談支援包括化推進員を配置し、生活困窮者等、複合的な生活課題の課題解決に向けた、地域の関係機関のネットワークの形成（担当者会議）と新たな地域サービスを創出するための協議の場（推進会議）を開催し、抱える課題に応じた支援が包括的に提供されるよう必要な調整を行う。
- 2 介護ボランティア事業
40歳以上の方が在宅・福祉施設でボランティア活動を通じて社会参加・地域貢献をするとともに、介護予防の取り組みを行う。
- 3 生活管理指導員派遣事業
介護保険の「非該当」又は「未申請」で社会適応が困難な高齢者に対し、生活管理指導員が自宅を訪問し家事援助や話し相手等日常生活に関する支援・指導等を行う。
- 4 介護予防教室「はればれ」「いきがい」
「はればれ」毎週1回、「いきがい」2週に1回開催
介護保険の「非該当」又は「未申請」の65歳以上の閉じこもりがちな方に、もの忘れ・転倒予防のための体操やレクリエーション活動等の提供を行う。
- 5 介護予防ケアプラン策定
介護予防・日常生活支援総合事業と認定された方に、自立を促すためのケアプランの作成を行う。
- 6 介護保険の要介護・介護予防の方の自宅を介護支援専門員が訪問し、認定調査を行う。

【町の補助事業】

- 1 外出支援サービス事業
公共の交通機関を利用する事が困難な高齢者等に対して、居宅から医療機関の送迎の支援を行う。